

アオギス瀬戸内海西部〔大分県〕 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-04 キーワード: 作成者: 若松, 宏樹, 牧野, 光琢 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013539

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

国際的に漁業管理の評価を行う際は、漁業実態のモニタリング (M)、漁業の管理措置の内容 (コントロール: C)、その遵守状況を確認するための監視 (サーベイランス: S)、および、遵守を担保するための罰則・制裁措置 (エンフォースメント: E) という4つの側面 (MCS+E) について評価されることが多い。ここではMCS+Eのうち、C (管理措置の内容) を公的管理と自主的管理の双方について評価した。

大分県漁業協同組合中津支店の建網漁業は、県知事が付与する第2種共同漁業権に基づいて操業されており、建網の規制は行われているがアオギスは対象とされておらず(3.1.1 1点)、アオギスは漁獲されるのも稀であり、需要もないことからあくまで混獲種として扱われており、アオギスのみを対象としたテクニカル・コントロールは行われていない (3.1.2 1点)。市民団体により産卵場である干潟の保全活動が行われているものの (3.1.3.2 3点)、絶滅危惧種であるアオギスやカブトガニの漁獲は生態系への悪影響が懸念される (3.1.3.1 1点)。

執行の体制 (3.2)

ここでは漁業管理のMCS+EのうちS (遵守状況の監視) とE (罰則・制裁措置) を評価した。アオギスの生息域のうち、大分県漁業協同組合中津支店の共同漁業権漁場以外の海域は他地域でアオギスを混獲している漁業と同じく漁獲の実態把握は行われていない (3.2.1.1 1点)。監視措置もアオギスは対象となっておらず (3.2.1.2 1点)、また順応的な管理も行われていない (3.2.2 1点)。

共同管理の取り組み (3.3)

評価対象である建網漁業を営む漁業者は、すべて大分県漁業協同組合中津支店に属しているが、遊漁の影響は把握されていない (3.3.1.1 3点、3.3.1.2 5点)。同団体はアオギスを対象とした種別の管理を実施していないため (あくまで混獲種)、アオギス管理に対する影響力は存在しない (3.3.1.3 1点)。また漁業経営やマーケティング、販売に関してもアオギスを対象とした活動は存在しない (3.3.1.4 1点)。同団体の公的および自主的管理への参加についても行われていない (3.3.2.1 1点、3.3.2.2 NA)。ただしアオギス保全の重要な利害関係者として地元住民らの団体が漁業者と連携し保全活動を展開している (3.3.2.3 3点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

アオギスについては全国的に希少種とされ、経済開発から生息地が減少し、資源量が激減しているため、アオギスを主たる漁獲対象としている漁業は日本では存在しない。唯一、大分県漁業協同組合中津支店において建網漁業の混獲物として市場に流通しているデータと資源評価が存在するため、本章は大分県漁業協同組合中津支店に絞って評価を行う。

② 評価対象都道府県の特定

アオギス漁業に関するデータは大分県漁業協同組合中津支店に限られるため、このデータを使って評価を行う。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

各都道府県における評価対象漁業について以下の情報を集約する。

- 1) 漁業権、許可証、および、後述する各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画など共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動の内容

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

インプット・コントロールについて、アオギスは大分県漁業協同組合中津支店の第2種共同漁業権に基づく建網で採捕されている。建網漁業全体に対して（アオギスではない）、操業隻数や操業海域、漁期等が規制されている（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。一方、アオギスあるいは建網漁業としてのアウトプット・コントロールは導入されていない。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている		インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている		インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

アオギスを対象としたテクニカル・コントロールは行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない		テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている		テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

アオギスは建網（刺網）漁業か遊漁によって捕獲される。刺し網は選択性が高く環境、生態系に良いとされる反面、希少種などの混獲が発生するために問題となっている。アオギスは希少種であるため、その漁獲は生態系の構造や機能、生物多様性に悪影響を与えるリスクがある（Suuronen et al. 2012）。影響は小さいものの、当該海域には環境省が絶滅危惧種に指定したカブトガニも生息しており、建網による漁獲の可能性は否定できない。1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない		相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

本海域では市民団体レベルで生息地である干潟の保全活動が行われている（清野ほか 2002）。よって3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない		生態系の保全活動が一部行われている		生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

ここでは、漁業管理の MCS+E のうち、サーベイランス (S) とエンフォースメント (E) を評価する。

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

大分県漁業協同組合中津支店の共同漁業権漁場以外の生息域については、実態の把握は十分にはおこなわれていない。1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない		生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない		生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

アオギスを対象とした管理は行われていないため（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている		相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

アオギスを対象とした管理は行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない		罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない		有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

アオギスを対象とした管理は行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない		順応的管理の仕組みが部分的に導入されている		順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

アオギスを漁獲している漁業は建網が中心であり、遊漁でも漁獲されていると考えられるが、遊漁の影響は把握されていない。よって3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

アオギスを漁獲している漁業は建網のみと考えられ、全員漁業協同組合に属している（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

アオギスを対象とした管理は行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない		漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している		漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

アオギスを対象とした管理は行われておらず、経営や販売に関する活動も行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない		漁業者組織の一部が活動を行っている		漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

アオギスを対象とした管理は行われていない（脇谷・岡田 1999, 重田ほか 2014）。そのため、1点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

漁業管理が行われていないため、公的管理への参画を評価することは不可能である。NAとする。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし		形式的あるいは限定的に参画		適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

遊漁の影響があると想定されるが、管理には参画していない。地元住民らによる干潟の保全団体は存在する（清野ほか 2002）。3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし		部分的・限定的には関与		ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

- 清野聡子・足利由紀子・山下博由・土屋康文・花輪伸一（2002）「大分県中津干潟における市民計画型干潟生物調査と海岸環境保全策の提案」．海洋工学論文集， **49**， 1136-1140．
- 望月賢二・松井誠一・喜田潤（1998）アオギス．「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（日本水産資源保護協会編）， pp.86-87．日本水産資源保護協会，東京．
- 重田利拓・手塚尚明・中川倫寿・富山毅・坂井陽一・斉藤英俊・清水則雄（2014）瀬戸内海周防灘中津干潟における絶滅危惧種アオギス *Sillago parvisquamis*（キス科）の最新の生息状況（2011-2013年）．広島大学総合博物館研究報告， **6**， 31-39．
- Suuronen, P., Chopin, F., Glass, C., Løkkeborg, S., Matsushita, Y., Queirolo, D., and Rihan, D.(2012) Low impact and fuel efficient fishing—looking beyond the horizon. Fisheries Research, **119**, 135-146.
- 脇谷修治・岡田敏弘（1999）稀少水生生物保存対策推進事業（アオギス）．大分県海洋水産研究センター浅海研究所事業報告（平成11年度），大分県， 97-101．